

**【意 義】**

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。そして、この課題を解決していくためには、社会総がかりでいじめの問題に対峙していくことが必要である。新津第一小学校の職員は、このことを深く鑑み、いじめを生まない学校、いじめの問題を克服する学校を目指し、基本的な方針を定めることとする。

**【定 義】**；いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第 2 条より抜粋

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

**【基本理念】**；法 3 条より

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

**【学校及び学校の教職員の責務】**；法 8 条より

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

**【保護者の責務等】**；法 9 条より

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、第三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

**【具体的方策】**

1 いじめの予防に向けた方策

(1) 自律性と社会性を育成する生徒指導

生徒指導では、児童の成長を促すことを大事にする。特に、当校ではもみじ班活動（縦割り班による異学年交流活動）及び近接学年活動（学級・学年・学年部による交流活動）を中核に据えた教育活動を展開する。これにより特に、思いやりの心情が涵養され、リーダーシップ、フォロアーシップが育成されていく。また、学習指導における生徒指導的配慮を充実させることで自律性・社会性を伸張させていく。

(2) 「分かる授業」づくり

年間 1000 時間に及ぶ授業時間。1 日の学校生活の半分以上は授業・学習である。児童一人一人が、明確な課題意識をもって授業に臨み、友達と協働して問題解決に取り組む授業を組織する。児童の興味・関心を喚起する教材提示、協働して学ぶ形態の工夫を行う。また、UDLを意識した学習環境、学習指導を積極的に進める。

(3) いじめを生まない学級風土及び学校風土の構築

SSTや構成的グループエンカウンターを随時取り入れたり、道徳教育や体験活動の充実を図ったりしながら、学級内において適切な人間関係を醸成する。

なお、全ての基底となるのが教師と児童との温かい人間関係である。日々の学級経営で構築していくことが重要である。

## 2 いじめの早期発見について

### (1) 児童の多面的な理解と早期発見，即時対応

- ・全教職員は全児童にかかわり，多面的な児童理解を行い，児童の情報共有を積極的に進める。
- ・いじめを発見あるいは，その兆候に気付いた場合は，教頭・生活指導主任を中心とした校内特設委員会「いじめ対策委員会」を早急に開き，学校として組織的に対応する。

### (2) アンケートと教育相談の活用

- ・アンケートの実施（6月，11月，2月の年~~2~~3回）と個別の教育相談を全児童に行い，実態把握に努めるとともに，いじめの見逃しがないようにきめ細かな対応をする。

### (3) インターネットによるいじめ防止対策

- ・児童のインターネット活用状況を調査し，インターネットによるいじめ防止のために適切な利用について保護者とともに啓発活動を行い，情報モラルについても指導する。

## 3 いじめが発生した場合の早期解決に向けた取組と事後指導（関係児童及び保護者）

### (1) 校内いじめ対応ミーティングの実施と所定用紙への記録

- ・学級担任等は，いじめ発生を確認したらその日に校内いじめ対応ミーティングを行い，その内容を所定用紙に記録し，生活指導部へ提出する。その後，生活指導主任，教務，教頭，校長の順に回し，組織的に対応する。

### (2) いじめが発生した場合の対応

- ・いじめに関する事案が発生した場合には，新潟市教育委員会，秋葉区教育支援センター，教育相談センター等の関係機関と連携を密にして，被害が及んでいる児童を守り抜く姿勢を堅持して校長を筆頭に組織（特設委員会「いじめ対策委員会」）で対応する。
- ・いじめの問題が完全に解決するまで丁寧な観察を続け，確実な終結に至るまで，継続して対応する。

### (3) 関係児童・保護者への対応

- ・いじめを受けた児童には，担任をはじめ信頼できる教職員が対応し，全教職員が全力で守る意思表示と実行を行う。また，学校生活において心理的なケアも含めて学校体制で支援を行う。そして，当該児童の学校生活を継続して観察する。さらに，校外においても安心して生活できるように声掛けを行い配慮していく。当該保護者には，経過や今後の方針を丁寧に説明する。
- ・いじめを行った児童には，相手の心身の痛みを理解させ，自分で十分に反省させた上で相手児童に謝罪させる。当該児童へは今後の生活の仕方を自己決定できるように支援する。また，当該児童に不安定要因がある場合には，その対処を行う。当該保護者には，経過や今後の方針を丁寧に説明するとともに，必要に応じて関係諸機関と連携して対応を図る。

## 4 地域，関係機関との連携

### (1) 地域・保護者との連携

- ・一小通信「もみじ」の発行や個別懇談会等を通して，いじめに対する取組を地域・保護者に知らせたり，PTAや新津中央コミュニティ協議会，校区健全育成会と連携したりすることで，学校と地域全体でいじめを根絶する意思表示を推進する。

### (2) 関係機関との連携

- ・状況に応じて，新潟市教育委員会，秋葉区教育支援センター，教育相談センター等外部専門機関と連携し迅速に対応する。

## 5 いじめ対策委員会について

### (1) 特設委員会の設置は，校長を委員長として，生活指導主任を主任とする。構成委員は，特設委員長と主任の指示の下，必要な職員があたる。

### (2) 外部委員を含める特設委員会「拡大いじめ対策委員会」は次のようにする。

- ・現PTA正副会長あるいは，正副会長経験者
- ・新津中央コミュニティ協議会並びに新津第一小学校区健全育成会の正・副会長
- ・主任児童委員
- ・その他，学校長が必要と認める者（外部機関・専門家など）

### (3) 重篤な事態が予想される場合は，上記特設委員会とは別個に，新潟市教育委員会と相談の上，組織する。